

## 第14 違法行為による罰則、行政処分

### 1 違法行為による罰則

職業紹介事業を行う者の違法行為による主な罰則は、次のとおりである。

#### (1) 法第63条

次のいずれかに該当する者は、1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金に処せられる。

- イ 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不當に拘束する手段で職業紹介を行った者又はこれらに従事した者（第1号）
- ロ 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で職業紹介を行った者又はこれらに従事した者（第2号）

#### (2) 法第64条

次のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。

- イ 厚生労働大臣の許可を受けずに有料職業紹介事業を行った者（第1号）
- ロ 偽りその他不正の行為により、有料職業紹介事業の許可、有料職業紹介事業の許可の有効期間の更新、無料職業紹介事業の許可、無料職業紹介事業の許可の有効期間の更新を受けた者（第1の2号）
- ハ 法第32条の9第2項（法第33条第4項及び第33条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の命令に違反して職業紹介事業を行った者（第2号）
- ニ 厚生労働大臣の許可を受けずに無料職業紹介事業を行った者（第5号）

#### (3) 法第65条

次のいずれかに該当する者は、6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる。

- イ 厚生労働大臣の許可を受けて有料職業紹介事業を行う者であって、則第20条第1項及び第2項に定める額を超えて手数料又は報酬を受け、又は第3項に定める徴収手続きに違反した者（第2号）
- ロ 虚偽の広告をし、又は虚偽の条件を呈示して、職業紹介を行った者又はこれに従事した者（第8号）
- ハ 労働条件が法令に違反する工場事業所等のために職業紹介を行った者又はこれに従事した者（第9号）

#### (4) 法第66条

次のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処せられる。

- イ 許可を受けて職業紹介事業を行う者であって、命令に定められてある帳簿書類を作成せず、若しくは備えて置かなかったもの又は虚偽の帳簿書類を作成した者（第6号）
- ロ 法第49条第1項又法第50条第1項又は第2項の規定に違反して、故なく報告せず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者（第7号、第8号）
- ハ 有料職業紹介事業者であって法第51条第1項の規定に違反して、秘密を漏らした者（第9号）

### 2 違法行為による行政処分

#### (1) 概要

職業紹介事業者において法に違反する行為があった場合、職業紹介事業者は、許可の取消し（法第32条の9第1項。法第33条第4項において準用する場合を含む。）、事業廃止命令（法第33条の3第2項において準用する法第32条の9第1項）、事業停止命令（法第32条の9第2項。法第33条第4項又は法第33条の3第2項において準用する場合を含む。）

及び改善命令（法第48条の3）の行政処分の対象となる。この場合、許可の取消し又は事業廃止命令の行政処分を行うときは聴聞を行い、事業停止命令又は改善命令の行政処分を行うときは弁明の機会を付与しなければならない。

## (2) 許可の取消

### イ 概要

厚生労働大臣は、許可を受けて職業紹介事業を行う者が、次のいずれかに該当したときは、その事業の許可を取り消すことができる（法第32条の9第1項）。

- (イ) 法第32条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当しているとき。
- (ロ) 法若しくは労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- (ハ) 法第32条の5第1項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

### ロ 意義

許可の取消は、当該事業所において、職業紹介事業を引き続き行わせることが適当でない場合に行うものである。

## (3) 事業停止命令

### イ 概要

厚生労働大臣は、許可を受け職業紹介事業を行う者が、次のいずれかに該当したときは、期間をさだめて、その事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (イ) 法若しくは労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- (ロ) 法第32条の5第1項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

### ロ 意義

(イ) 事業停止命令は、当該事業所において事業を引き続き行わせることが適当でないとまではいえないような場合について、事業停止期間中に事業運営方法の改善を図るため、また、一定の懲戒的な意味において行うものである。

(ロ) 事業の停止命令の要件は、上記の(2)の許可の取消しの(ロ)及び(ハ)の要件と同一であるが、この場合に、許可の取消を行うか、事業停止命令を行うかは、違法性の程度等によって判断する。

### ハ 権限の委任

職業紹介事業の全部又は一部の停止に関する権限は、当該職業紹介事業を行う者の主たる事務所及び当該職業紹介事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長が行うものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

## (4) 改善命令

### イ 概要

厚生労働大臣は職業紹介事業者が、その業務に関し職業安定法又はこれに基づく命令の規定に違反した場合において、業務の適性な運営を確保するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる（法第48条の3）。

### ロ 意義

改善命令は、違法行為そのものは正を図るのではなく、法違反を起こすような職業紹介事業の運営方法そのものの改善を行わせるものである。

### ハ 権限の委任

改善命令に関する権限は、当該職業紹介事業を行う者の主たる事務所及び当該職業紹介事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長が行うものとする。

ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。